

## 後期高齢者医療制度のお知らせ － 8月以降に医療機関などを受診するとき－

令和8年度の保険料額の算定方法や『子ども・子育て支援納付金』の追加、保険料の軽減・減免などは、広報のほりべつ5月号でお知らせしています。

今号では、8月以降に医療機関などを受診の際のご注意をお知らせします。

### 『資格確認書』か『資格情報のお知らせ』を7月中に送付します

後期高齢者医療制度対象の方には、8月以降に使用する『資格確認書』か『資格情報のお知らせ』を7月中に送付します。

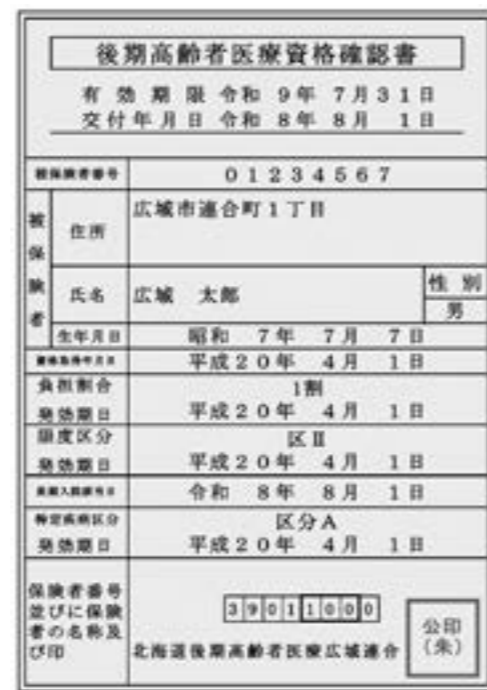
※現在お手元にある『資格確認書』は7月末で有効期限が満了するため、8月以降は使用できなくなります。

#### 資格情報のお知らせ(A4サイズ)が届く方

- ・85歳未満で、マイナ保険証をお持ちの方

#### 資格確認書(はがき型)が届く方

- ・85歳以上の方
- ・85歳未満で、マイナ保険証をお持ちでない方



資格情報のお知らせが届いた方でも、何らかの理由でマイナ保険証での受診が困難であると届け出した方には、資格確認書を交付します。

資格確認書の交付を希望する方は、資格確認書交付申請書<sup>\*</sup>を年金・長寿医療グループに提出してください。

※資格確認書交付申請書は、年金・長寿医療グループでお渡しするほか、北海道後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載しています。

### 8月以降に医療機関を受診するときに提示するのは？



※資格情報のお知らせのみで医療機関などを受診することはできません。

### 『資格確認書』に限度区分などを記載することができます

次の項目は、申請により資格確認書に併記することができます。

#### 限度区分

医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院したときの食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。資格確認書の表記は次のとおりです。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得(※1)が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得(※1)が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得(※1)が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	次の(1)と(2)両方の要件に該当する方 (1) 同一世帯に住民税の課税所得(※1)28万以上145万円未満の被保険者の方がいる。 (2) 同一世帯内の被保険者全員の『年金収入+年金以外の合計所得金額(※2)』の合計金額が ・被保険者が1人の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で『一般Ⅱ』に該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、『区Ⅰ』に該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円(※3) ・老齢福祉年金を受給している方

※1『課税所得』とは、住民税納税通知書の『課税基準』の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)であり、確定申告書(所得税)に記載された課税される所得金額とは異なります。

※2 給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

※3 公的年金控除は8月から82万6,500円を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

#### 長期入院該当

直近12カ月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯(区Ⅱ)に該当し、申請により認定を受けている方のみ記載できます。

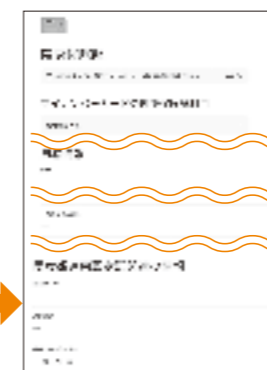
#### 特定疾病区分

特定疾病療養受療証をお持ちの方で資格確認書に併記を希望するときは、申請により記載できます。資格確認書の表記は次のとおりです。

特定疾病区分	認定した疾病名
区分A	人工腎臓を実施している慢性腎不全 (腹膜灌流のみを実施し人工腎臓を実施していない慢性腎不全を含む)
区分B	血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害(いわゆる血友病)
区分C	抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (HIV感染を含み、『厚生労働省大臣の定める者』に該当する方に限る。)

### マイナ保険証をお持ちの方はマイナポータルから限度区分などを確認できます

マイナポータルにログインし、『健康保険証』を選択。



資格情報では『一部負担金割合』や『限度額適用認定証関連の情報』の『適用区分』欄に『限度区分』が記載されています。

※マイナポータルにログインするには、マイナンバーカードと利用者証明用暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。

※暗証番号の設定がない顔認証マイナンバーカードをお使いの方はマイナポータルで確認することはできません。

問い合わせ  
年金・長寿医療グループ(☎2137)  
北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)